

## 仕様書

### 1. 案件名 県営都市公園大仏山公園飲料水他自動販売機設置

### 2. 入札対象

申込番号	設置場所	設置台数	貸付面積
1-2 1-4	多目的広場トイレ棟廻り	2台	設置箇所に収まるもの
3-3~3-6	テニスコート前トイレ棟廻り	4台	〃
4-1	管理事務所玄関前	1台	〃

※詳細は別紙をご覧ください。

### 3. 契約期間及び設置時期

(1) 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

※期間の満了の3か月前までに弊社と設置者双方より異議がなければ、同一条件のもと、令和10年3月31日まで1年ごとに更新を行うことができるものとします。

(2) 自動販売機の設置は、原則令和7年4月1日とします。

### 4. 販売品目及び販売価格

(1) 飲料水の販売品目及び販売価格については、予め設置者と弊社にて協議の上、決定します。

(2) アルコール飲料については、販売品目としません。

### 5. 設置機器の型式等

(1) 自動販売機の型式は、ユニバーサルデザインや省エネに対応したものとし、設置場所の色調にあったものとします。

(2) 自動販売機は、10円玉硬貨から500円硬貨及び千円札紙幣に対応したものとします。

### 6. 費用負担

(1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等の費用、電気代等は設置者の負担とします。  
(入札金額にこれらの費用は含みませんので、別途負担が必要です。)

(2) 電気代を算出するため、設置者において電気メーターを設置し、それによる実費を弊社が指定する期限までに全額納入してください。

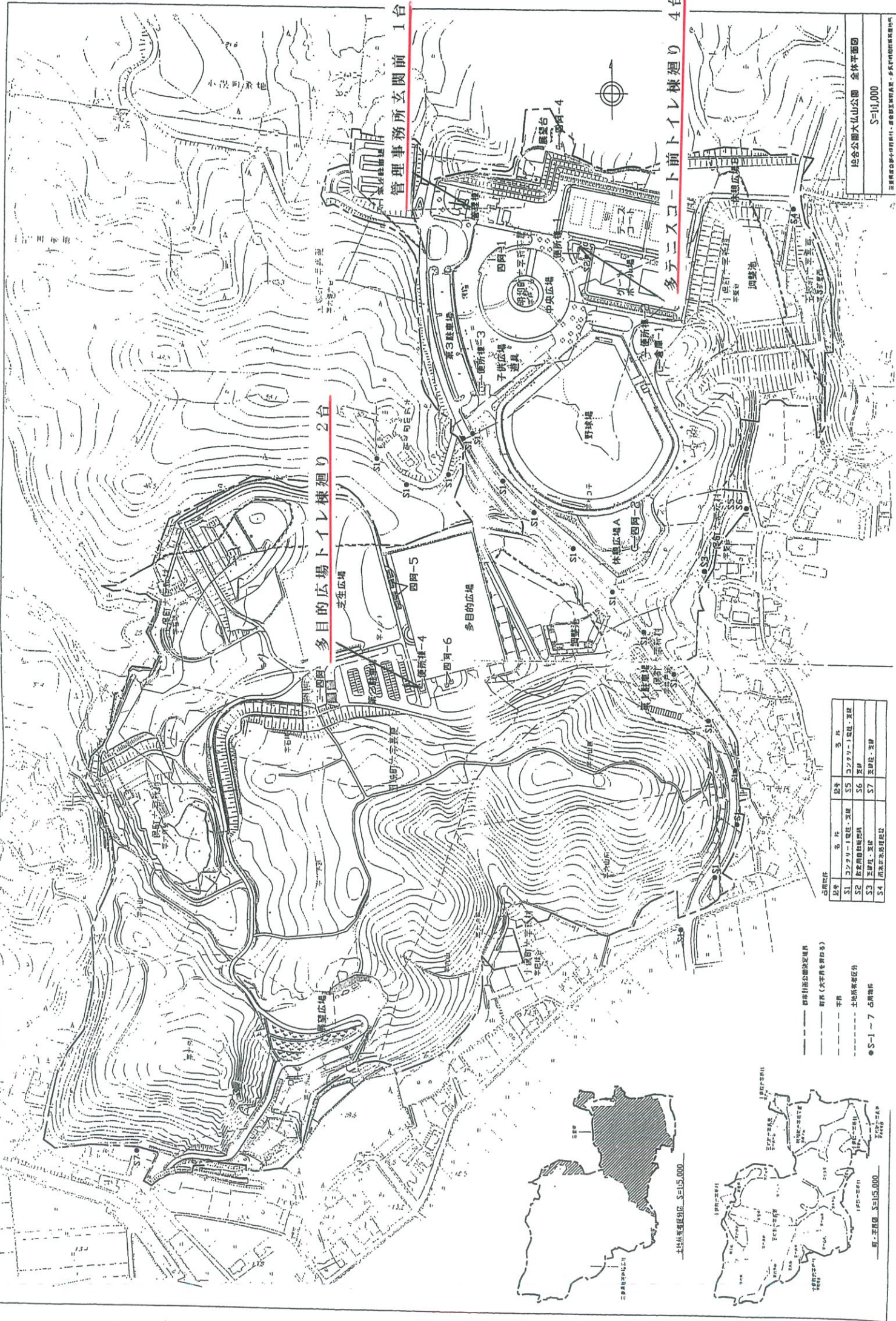
### 7. 売上金の報告

設置者は、毎月10日までに、本件入札にかかる自動販売機の売上金を記載した書面を弊社に提出して下さい。

### 8. その他遵守事項

(1) 自動販売機の維持管理は設置者の責任において実施し、自動販売機の設置については、耐震補強を行う等、安全性につき万全を期すようにしてください。

- (2) 自動販売機本体の上部埃溜りやごみ箱本体の汚損等が生じないように、常に衛生的で快適な環境を保ってください。
- (3) 設置者は、建物管理上その他の事由により電源が供給できない場合があることをあらかじめ了承するものとし、事前または事後において弊社より停電の通知があったときは電源の復旧、商品管理について速やかに対応してください。
- (4) 設置者は、自己の責任において自動販売機の設置、移動、撤去、自動販売機への商品補充、衛生管理、空き缶等の回収、保守修理および売上金の回収を実施してください。
- (5) 設置者は、販売する商品の品質、保存状態、安全性に万全を期すようにしてください。また、売り切れ状態や故障状態が続くことのないよう、商品の補充や修理を行ってください。
- (6) 自動販売機の設置又は商品の販売により第三者に損害を与えた場合は、すべて設置者が責任をもって賠償するものとします。
- (7) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行ってください。
- (8) 設置者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置者は一切の補償を弊社に請求することができません。



多目的広場トイレ棟廻り 2台

管理事務所玄関前 1台

多テニスコート前トイレ棟廻り 4台

台所物件

台所物件	名称	台所	台所
S1	コンタクト1棟・芝生	S5	コンタクト1棟・芝生
S2	仮設用自給給水	S6	芝生
S3	芝生	S7	芝生
S4	仮設用自給給水		

- 都市計画公園決定境界
- 町界(水平線を境とする)
- 芝生
- 土地所有権区分
- S-1 ~ 7 台所物件



総合公園大仏公園 全体平面図  
S=1:1,000

主要道路は中心線表示、境界線は片線表示、歩道は点線表示

(別紙)

申込番号	設置場所	設置台数	貸付面積
1(1, 4)	多目的広場トイレ棟廻り	2台	設置箇所に収まるもの



(別紙)

申込番号	設置場所	設置台数	貸付面積
3(3~6)	テニスコート前トイレ棟廻り	4台	設置箇所に収まるもの



(別紙)

申込番号	設置場所	設置台数	貸付面積
4(1)	管理事務所玄関前	1台	設置箇所に収まるもの

